

# 第83号議案

令和8年2月12日  
任用給与課

「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について

地方公務員法第5条第2項に基づき、令和8年2月10日付7議事第330号をもって東京都議会議長より照会のあった議案（別添）に係る意見については、下記のとおり回答する。

## 記

議案名	
1	第53号議案 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
2	第56号議案 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
3	第57号議案 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例
4	第58号議案 学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
5	第85号議案 警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
6	第87号議案 東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
意見	
異議ありません。	

# 1 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

学校教育法等の改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 目 目 文	内 容						
<b>職員の定義</b> 第2条第1項第1号 第2号 <b>産業教育手当</b> 第15条の4第1項 <b>定時制通信 教育手当</b> 第15条の5第1項 <b>義務教育等 教育特別手当</b> 第24条の3第4項	<p>【主務教諭の設置に伴う文言整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和8年4月施行の学校教育法の改正により新たな職として学校に置くことができるとされた「主務教諭」の設置に伴い文言整備を実施</li> <li>○ 都においては、「主務教諭」に相当する特に高度の知識又は経験を必要とする教諭の職として「主任教諭」を独自に設置しており、教育委員会所管の「東京都立学校の管理運営に関する規則（以下、「管理運営規則」という。）」で位置付けている。</li> </ul> <p>（第2条第1項第1号の例）～その他の項目も同様の改正～</p> <p>「都立学校の（略）主幹教諭、指導教諭、教諭（略）」            →「都立学校の（略）主幹教諭、指導教諭、<u>主務教諭</u>、教諭（略）」</p> <p>※ 都においては、給料表の級について、従来から主任教諭が3級、それ以外の教諭が2級と位置付けられている。</p>						
<b>別表第一 イ</b>	<p>【主務教諭の設置に伴う等級別基準職務表の文言整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教育職給料表の等級別基準職務表の基準となる職務について、主務教諭の設置に伴う管理運営規則の改正に基づき、文言整備を実施</li> </ul> <table border="1" data-bbox="536 1124 1367 1444"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三級</td> <td>小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校の主任教諭、主任養護教諭又は主任栄養教諭の職務</td> <td>小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校の<u>主務教諭</u>の職務</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	現行	改正後	三級	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校の主任教諭、主任養護教諭又は主任栄養教諭の職務	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校の <u>主務教諭</u> の職務
職務の級	現行	改正後					
三級	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校の主任教諭、主任養護教諭又は主任栄養教諭の職務	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校の <u>主務教諭</u> の職務					
<b>施行期日</b> 附則	令和8年4月1日						

以下の「2」及び「3」について、「1」の主務教諭の設置に伴う文言整備と同様の改正を行う。

## 2 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

## 3 学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

#### 4 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

学校教育法等の改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 目 目 該 当 条 文	内 容
<b>職員の定義</b> 第2条第1項第1号 第2号	主務教諭の設置に伴い、「1」と同様の文言整備を実施
<b>業務量管理・ 健康確保措置</b> 第4条の2	公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第7条の改正による文言整備 第4条の2の見出し 「(教育職員等の業務量の適切な管理等に関する措置)」 →「(業務量管理・健康確保措置)」
<b>施行期日</b> 附則	令和8年4月1日

## 5 警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

特殊勤務手当の支給対象業務の新設等に伴い、所要の改正を行う。

項 目 該 当 条 文	内 容
<p><b>特別救助手当</b></p> <p>第15条 第1項第2号(新設)</p> <p>第2項第2号(新設)</p> <p>第2項第3号(増額) (改正前第2号)</p> <p>第3項</p>	<p>【支給対象となる業務の新設及び手当額の増額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 他自治体の公安委員会から災害※に係る援助の要求があり、派遣された職員が区域内において、被災者の救助等の活動に従事した場合【新設】 ※自然災害、列車の転覆、爆発、水難その他の災害</li> </ul> <p>従事した日一日につき1,080円 【新設】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難指示等の措置がなされた区域内において、派遣された職員が被災者の救助等の活動に従事した場合</li> </ul> <p>従事した日一日につき1,680円 → 2,160円 【増額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日没時から日出時までの間に従事した場合の手当額加算の対象業務に、新設の第1項第2号を追加</li> </ul> <p>【文言整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 号の新設に伴い、1号ずつ繰下げ</li> </ul>
<p><b>本 体 附 則</b></p> <p>本体附則第5項</p>	<p>【新設による号の繰下げ及び特別救助手当額の改正に伴う整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東日本大震災に伴い設けられた、特例で5,040円を支給することを可能とする特別救助手当に係る読替え規定について、上記第15条第1項第2号の新設による号の繰下げと手当額の改正を反映</li> </ul>
<p><b>施 行 期 日</b></p> <p>附則第1項</p>	<p>令和8年4月1日</p>
<p><b>経 過 措 置</b></p> <p>附則第2項 第3項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施行日前に従事した業務について、施行日以後に支給する場合は、なお従前の例による。</li> <li>○ 二暦日にわたる勤務にあっては、施行日以後に始まる勤務から適用し、施行日前から始まる勤務については、なお従前の例による。</li> </ul>

## 6 東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

特殊勤務手当の支給対象業務の新設等に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容																																																																
<b>救出救助手当</b> 第7条 第1項第4号(新設) 第2項第4号(新設) 第2項第3号(増額)	<p>【支給対象となる業務の新設及び手当額の増額】</p> <p>○ 災害が発生した市町村での緊急消防援助隊の活動に、派遣された職員が従事した場合 <b>【新設】</b></p> <p style="padding-left: 40px;">従事した日一日につき1,080円 <b>【新設】</b></p> <p>○ 避難指示等の措置がなされた区域内において、派遣された職員が被災者の救助等の活動に従事した場合</p> <p style="padding-left: 40px;">従事した日一日につき1,680円 → 2,160円 <b>【増額】</b></p>																																																																
<b>救急手当</b> 第4条	<p>【救急手当の支給区分の見直しに伴う、支給上限額の見直し】</p> <p>○ 救急事故等に出場し、救急業務等に従事した職員に支給される手当額            従事した回数一回につき</p> <p style="padding-left: 40px;">現 行：710円 (500円+車内消毒に従事した場合210円)            改正後：670円 (460円+車内消毒に従事した場合210円)</p> <p style="padding-left: 40px;">を超えない範囲内において規則で規定</p> <p>※ 規則（東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則）において、支給区分（1時間未満・1時間以上）の廃止・統合、手当額の見直しを予定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">種類</th> <th style="text-align: left;">支給対象者</th> <th colspan="2" style="text-align: left;">現行手当額（一回当たり）</th> <th style="text-align: left;">改正後手当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(1) 救急救命士以外の隊長・隊員</td> <td>1時間未満</td> <td>270円</td> <td>1時間以上</td> <td>380円</td> <td>1回</td> <td>350円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2) 救急救命士の隊長・隊員</td> <td>1時間未満</td> <td>360円</td> <td>1時間以上</td> <td><u>500円</u></td> <td>1回</td> <td><u>460円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="vertical-align: middle;">救急手当</td> <td>(3) 機関員</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア 心肺停止以外</td> <td>ア</td> <td>1時間未満</td> <td>200円</td> <td>1時間以上</td> <td>280円</td> <td>ア</td> <td>1回</td> <td>260円</td> </tr> <tr> <td>イ 救急救命士以外(心肺停止事案)</td> <td>イ</td> <td>1時間未満</td> <td>270円</td> <td>1時間以上</td> <td>380円</td> <td>イ</td> <td>1回</td> <td>350円</td> </tr> <tr> <td>ウ 救急救命士(心肺停止事案)</td> <td>ウ</td> <td>1時間未満</td> <td>360円</td> <td>1時間以上</td> <td>500円</td> <td>ウ</td> <td>1回</td> <td>460円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(4) 車内消毒等を必要とする 救護に従事した職員</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>210円</td> <td>1回</td> <td>210円</td> </tr> </tbody> </table>	種類	支給対象者	現行手当額（一回当たり）		改正後手当額		(1) 救急救命士以外の隊長・隊員	1時間未満	270円	1時間以上	380円	1回	350円		(2) 救急救命士の隊長・隊員	1時間未満	360円	1時間以上	<u>500円</u>	1回	<u>460円</u>	救急手当	(3) 機関員							ア 心肺停止以外	ア	1時間未満	200円	1時間以上	280円	ア	1回	260円	イ 救急救命士以外(心肺停止事案)	イ	1時間未満	270円	1時間以上	380円	イ	1回	350円	ウ 救急救命士(心肺停止事案)	ウ	1時間未満	360円	1時間以上	500円	ウ	1回	460円		(4) 車内消毒等を必要とする 救護に従事した職員				210円	1回	210円
種類	支給対象者	現行手当額（一回当たり）		改正後手当額																																																													
	(1) 救急救命士以外の隊長・隊員	1時間未満	270円	1時間以上	380円	1回	350円																																																										
	(2) 救急救命士の隊長・隊員	1時間未満	360円	1時間以上	<u>500円</u>	1回	<u>460円</u>																																																										
救急手当	(3) 機関員																																																																
	ア 心肺停止以外	ア	1時間未満	200円	1時間以上	280円	ア	1回	260円																																																								
	イ 救急救命士以外(心肺停止事案)	イ	1時間未満	270円	1時間以上	380円	イ	1回	350円																																																								
	ウ 救急救命士(心肺停止事案)	ウ	1時間未満	360円	1時間以上	500円	ウ	1回	460円																																																								
	(4) 車内消毒等を必要とする 救護に従事した職員				210円	1回	210円																																																										
<b>本体附則</b> 本体附則第4項	<p>【救出救助手当額の改正に伴う整備】</p> <p>○ 東日本大震災に伴い設けられた、特例で5,040円を支給することを可能とする救出救助手当に係る読替え規定について、手当額の改正を反映</p>																																																																
<b>施行期日</b> 附則第1項	令和8年4月1日																																																																
<b>経過措置</b> 附則第2項 第3項	<p>○ 施行日前に従事した業務について、施行日以後に支給する場合は、なお従前の例による。</p> <p>○ 二暦日にわたる勤務にあつては、施行日以後に始まる勤務から適用し、施行日前から始まる勤務については、なお従前の例による。</p>																																																																

7 議事第 330 号  
令和 8 年 2 月 10 日

東京都人事委員会委員長  
中西 充 殿

東京都議会議長  
増子 博 樹  
(公印省略)

「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について（照会）

令和 8 年第 1 回定例会に提出のため、知事から送付された下記議案について、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 5 条第 2 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

#### 記

- 1 第 53 号議案 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 2 第 56 号議案 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 3 第 57 号議案 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例
- 4 第 58 号議案 学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 第 85 号議案 警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 6 第 87 号議案 東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

# 条 例 改 正 案 文 一 覧

## ～ 目 次 ～

- 1 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（2頁）
- 2 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（3頁）
- 3 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例（4頁）
- 4 学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（5頁）
- 5 警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（6頁）
- 6 東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（8頁）

第五十三号議案

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和八年二月十八日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第四十五号）の一部を次のように改正する。  
第二条第一項第一号及び第二号中「指導教諭」の下に「、主務教諭」を加える。

第四条の二の見出しを「（業務量管理・健康確保措置）」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（提案理由）

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第六十八号）の施行による学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）等の改正に伴い、規定を整備する必要がある。

第五十六号議案

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和八年二月十八日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号及び第二号、第十五条の四第一項、第十五条の五第一項並びに第二十四条の三第四項中「指導教諭」の下に「、主務教諭」を加える。

別表第一イの部三級の項中「主任教諭、主任養護教諭又は主任栄養教諭」を「主務教諭」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（提案理由）

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第六十八号）の施行による学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）等の改正に伴い、規定を整備する必要がある。

第五十七号議案

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和八年二月十八日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例  
義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十七年東京都条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「指導教諭」の下に「、主務教諭」を加える。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（提案理由）

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第六十八号）の施行による学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）等の改正に伴い、規定を整備する必要がある。

第五 十 七号議案  
義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を  
改正する条例

第五十八号議案

学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和八年二月十八日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
学校職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第二十一号）を次のように改正する。  
第十二条第一項中「指導教諭」の下に「、主務教諭」を加える。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（提案理由）

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第六十八号）の施行による学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の改正等に伴い、規定を整備する必要がある。

第八十五号議案

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和八年二月十八日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第一号中「の災害」の下に「（次号において「災害」という。）」を加え、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第六十条第一項の規定による援助の要求（災害に係るものに限る。）により派遣された道府県警察の管轄区域内における被災者の救難、救助、警戒警備その他の警察活動

第十五条第二項第三号中「前項第三号」を「前項第四号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「前項第二号」を「前項第三号」に、「千六百八十円」を「二千百六十円」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 前項第二号に掲げる業務 従事した日一日につき千八十円

第十五条第三項中「又は第二号」を「、第二号又は第三号」に改め、同条第四項中「第一項第二号」を「第一項第三号」に改め、同条第五項中「第一項第三号」を「第一項第四号」に、「同項第三号」を「同項第四号」に改める。

附則第四項中「（昭和二十九年法律第六十二号）」を削る。

附則第五項中「第十五条第一項第二号」を「第十五条第一項第三号」に、「同条第二項第二号」を「同条第二項第三号」に、「千六百八十円」を「二千百六十円」に改める。

附則第七項中「同条第二項第二号」を「同条第二項第三号」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、この条例による改正前の警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例に規定する業務に従事したことにより支給することとなった特殊勤務手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、二暦日にわたる勤務にあつては、施行日以後に始まる勤務から適用し、施行日前から始まる勤務については、なお従前の例による。

（提案理由）

特殊勤務手当の支給範囲及び支給額を改めるほか、規定を整備する必要がある。

第八十七号議案

東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和八年二月十八日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第四十七号）の一部を次のように改正する。  
第四条第二項中「七百十円」を「六百七十円」に改める。

第七条第一項に次の一号を加える。

四 消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第四十五条の規定による災害が発生した市町村での緊急消防援助隊の活動

第七条第二項第三号中「千六百八十円」を「二千百六十円」に改め、同項に次の一号を加える。

四 前項第四号に掲げる業務 従事した日一日につき千八十円

附則第三項中「（昭和二十二年法律第二百二十六号）」を削る。

附則第四項中「千六百八十円」を「二千百六十円」に改める。

附 則

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、この条例による改正前の東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例に規定する業務に従事したことにより支給することとなった特殊勤務手当で、施行日以後に支給されるものについては、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、二暦日にわたる勤務にあつては、施行日以後に始まる勤務から適用し、施行日前から始まる勤務については、なお従前の例による。

(提案理由)

特殊勤務手当の支給範囲及び支給額を改めるほか、規定を整備する必要がある。

# 条 例 改 正 新 旧 対 照 表

## ～ 目 次 ～

- 1 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（1頁）
- 2 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例（4頁）
- 3 学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（5頁）
- 4 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（6頁）
- 5 警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（7頁）
- 6 東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（10頁）

改正案	現行
<p>第一条（現行のとおり） （職員の定義）</p> <p>第二条（現行のとおり）</p> <p>一 都立学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）に限る。以下同じ。）、実習助手、寄宿舎指導員、事務職員、技術職員及び学校栄養職員</p> <p>二 区市町村立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の校長（中等教育学校の前期課程にあつては、当該課程の属する中等教育学校の校長とする。）、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、事務職員及び学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第六條に規定する施設（以下「共同調理場」という。）の当該職員を含む。以下同じ。）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>第三条から第十五條の三まで（現行のとおり） （産業教育手当）</p> <p>第十五條の四 農業、水産又は工業に関する課程を置く高等学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、助教諭又</p>	<p>第一条（略） （職員の定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>一 都立学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）に限る。以下同じ。）、実習助手、寄宿舎指導員、事務職員、技術職員及び学校栄養職員</p> <p>二 区市町村立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の校長（中等教育学校の前期課程にあつては、当該課程の属する中等教育学校の校長とする。）、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、事務職員及び学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第六條に規定する施設（以下「共同調理場」という。）の当該職員を含む。以下同じ。）</p> <p>2（略）</p> <p>第三条から第十五條の三まで（略） （産業教育手当）</p> <p>第十五條の四 農業、水産又は工業に関する課程を置く高等学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭又は講師で、</p>

は講師で、高等学校の農業若しくは農業実習、水産若しくは水産実習又は工業若しくは工業実習の教諭又は助教諭の免許状を有する者（教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七号）附則第二項及び教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第五十八号）附則第二項から第四項までの規定により高等学校の農業、農業実習、水産、水産実習、工業又は工業実習を担任する主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭又は講師の職にあることができる者を含む。）が、当該農業、水産又は工業に関する課程において、実習を伴う農業、水産又は工業を主として担任する場合は、その者に対して、その者の給料月額百分の八に相当する額を超えない範囲内において、産業教育手当を支給する。

2及び3 （現行のとおり）

（定時制通信教育手当）

第十五条の五 都立の高等学校で、定時制の課程又は通信制の課程を置くものの校長並びに定時制の課程に関する校務をつかさどる副校長及び当該校務を整理する教頭並びに本務として定時制の課程又は通信制の課程で行う教育に従事する主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手には、その者の給料月額の百分の五に相当する額を超えない範囲内において、定時制通信教育手当を支給する。

2及び3 （現行のとおり）

第十六条から第二十四条の二の五まで （現行のとおり）

（義務教育等教員特別手当）

第二十四条の三 （現行のとおり）

高等学校の農業若しくは農業実習、水産若しくは水産実習又は工業若しくは工業実習の教諭又は助教諭の免許状を有する者（教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七号）附則第二項及び教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第五十八号）附則第二項から第四項までの規定により高等学校の農業、農業実習、水産、水産実習、工業又は工業実習を担任する主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師の職にあることができる者を含む。）が、当該農業、水産又は工業に関する課程において、実習を伴う農業、水産又は工業を主として担任する場合は、その者に対して、その者の給料月額百分の八に相当する額を超えない範囲内において、産業教育手当を支給する。

2及び3 （略）

（定時制通信教育手当）

第十五条の五 都立の高等学校で、定時制の課程又は通信制の課程を置くものの校長並びに定時制の課程に関する校務をつかさどる副校長及び当該校務を整理する教頭並びに本務として定時制の課程又は通信制の課程で行う教育に従事する主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手には、その者の給料月額の百分の五に相当する額を超えない範囲内において、定時制通信教育手当を支給する。

2及び3 （略）

第十六条から第二十四条の二の五まで （略）

（義務教育等教員特別手当）

第二十四条の三 （略）

2及び3 (現行のとおり)

4 第一項及び前項において「教育職員等」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、助教諭その他の職員で人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定めるものをいう。

5 (現行のとおり)

第二十四条の四から第二十五条まで (現行のとおり)

別表第一 (第六条関係)

イ 教育職給料表 等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
一級及び二級	(現行のとおり)
三級	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の主務教諭の職務
四級から六級まで	(現行のとおり)

ロからホまで (現行のとおり)

別表第二及び別表第三 (現行のとおり)

2及び3 (略)

4 第一項及び前項において「教育職員等」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭その他の職員で人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定めるものをいう。

5 (略)

第二十四条の四から第二十五条まで (略)

別表第一 (第六条関係)

イ 教育職給料表 等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
一級及び二級	(略)
三級	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の主任教諭、主任養護教諭又は主任栄養教諭の職務
四級から六級まで	(略)

ロからホまで (略)

別表第二及び別表第三 (略)

改正案	現行
<p>第一条 (現行のとおり)</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 (現行のとおり)</p> <p>2 この条例において、「教育職員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者及び地方公務員法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。</p> <p>第三条から第五条まで (現行のとおり)</p>	<p>第一条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 この条例において、「教育職員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者及び地方公務員法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。</p> <p>第三条から第五条まで (略)</p>

学校職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第二十一号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>第一条から第十一条まで（現行のとおり） （有害薬品取扱手当）</p> <p>第十二条 有害薬品取扱手当は、都立の高等学校の工業に関する学科において実習を補助する実習助手が、健康に有害な薬品に接し、若しくは薬品を使用することによって発生する有害なガスの中で、常時、実習の補助業務に従事したとき又は都立の高等学校の農業に関する学科若しくは東京都立青梅総合高等学校総合学科において本務として実習の業務を行う主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭若しくは実習助手が、健康に著しく有害な農薬の散布に従事したときに支給する。</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>第十三条から第二十一条まで（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第十一条まで（略） （有害薬品取扱手当）</p> <p>第十二条 有害薬品取扱手当は、都立の高等学校の工業に関する学科において実習を補助する実習助手が、健康に有害な薬品に接し、若しくは薬品を使用することによって発生する有害なガスの中で、常時、実習の補助業務に従事したとき又は都立の高等学校の農業に関する学科若しくは東京都立青梅総合高等学校総合学科において本務として実習の業務を行う主幹教諭、指導教諭、教諭若しくは実習助手が、健康に著しく有害な農薬の散布に従事したときに支給する。</p> <p>2（略）</p> <p>第十三条から第二十一条まで（略）</p>

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第四十五号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>第一条（現行のとおり） （職員の定義）</p> <p>第二条（現行のとおり）</p> <p>一 都立学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和四十九年東京都条例第三十号）第二条第一項に規定する時間講師及び同条第二項に規定する日勤講師を除く。以下同じ。）、実習助手、寄宿舎指導員、事務職員、技術職員及び学校栄養職員</p> <p>二 区市町村立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の校長（中等教育学校の前期課程にあつては、当該課程の属する中等教育学校の校長とする。）、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、事務職員及び学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第六条に規定する施設の当該職員を含む。以下同じ。）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>第三条及び第四条（現行のとおり） （業務量管理・健康確保措置）</p> <p>第四条の二（現行のとおり）</p> <p>第五条から第二十一条まで（現行のとおり）</p>	<p>第一条（略） （職員の定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>一 都立学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和四十九年東京都条例第三十号）第二条第一項に規定する時間講師及び同条第二項に規定する日勤講師を除く。以下同じ。）、実習助手、寄宿舎指導員、事務職員、技術職員及び学校栄養職員</p> <p>二 区市町村立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の校長（中等教育学校の前期課程にあつては、当該課程の属する中等教育学校の校長とする。）、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、事務職員及び学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第六条に規定する施設の当該職員を含む。以下同じ。）</p> <p>2（略）</p> <p>第三条及び第四条（略） （教育職員等の業務量の適切な管理等に関する措置）</p> <p>第四条の二（略）</p> <p>第五条から第二十一条まで（略）</p>

改正案	現行
<p>第一条から第十四条まで（現行のとおり） （特別救助手当）</p> <p>第十五条 特別救助手当は、次に掲げる業務に従事した職員に支給する。</p> <p>一 自然災害、列車の転覆、爆発、水難その他の災害（次号において「災害」という。）における被災者の救難又は救助</p> <p>二 警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第六十条第一項の規定による援助の要求（災害に係るものに限る。）により派遣された道府県警察の管轄区域内における被災者の救難、救助、警戒警備その他の警察活動</p> <p>三 災害対策基本法第六十条又は第六十三条、大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二十六条その他の法令の規定に基づき、避難指示、立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域内における被災者の救難、救助、警戒警備その他の警察活動</p> <p>四 国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）第二条に規定する国際緊急援助活動</p> <p>2 前項に規定する手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超えない範囲内において、人事委員会の承認を得て規則で定める。</p> <p>一 前項第一号に掲げる業務 勤務一回につき八百四十円</p> <p>二 前項第二号に掲げる業務 従事した日一日につき千八十円</p> <p>三 前項第三号に掲げる業務 従事した日一日につき二千百六十円</p>	<p>第一条から第十四条まで（略） （特別救助手当）</p> <p>第十五条 特別救助手当は、次に掲げる業務に従事した職員に支給する。</p> <p>一 自然災害、列車の転覆、爆発、水難その他の災害における被災者の救難又は救助 （新設）</p> <p>二 災害対策基本法第六十条又は第六十三条、大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二十六条その他の法令の規定に基づき、避難指示、立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域内における被災者の救難、救助、警戒警備その他の警察活動</p> <p>三 国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）第二条に規定する国際緊急援助活動</p> <p>2 前項に規定する手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超えない範囲内において、人事委員会の承認を得て規則で定める。</p> <p>一 前項第一号に掲げる業務 勤務一回につき八百四十円 （新設）</p> <p>二 前項第二号に掲げる業務 従事した日一日につき千六百八十円</p>

四 前項第四号に掲げる業務 従事した日一日につき四千元

3 第一項第一号、第二号又は第三号に掲げる業務に日没時から日出時までの間に従事した場合の同項に規定する手当の額は、前項の規定にかかわらず、それぞれ同項第一号、第二号又は第三号に定める手当の額にその百分の五十に相当する額を超えない範囲内において人事委員会の承認を得て規則で定める額を加算して得た額とする。

4 災害対策基本法第二十八条の二第一項の規定による緊急災害対策本部が設置された災害において、第一項第三号に掲げる業務に従事した場合の同項に規定する手当の額は、前二項の規定にかかわらず、従事した日一日につき五千四百円を超えない範囲内において、人事委員会の承認を得て規則で定める額とする。

5 第一項第四号に掲げる業務のうち、心身に著しい負担を与えるもの（人事委員会の承認を得て規則で定めるものに限る。）に係る同項に規定する手当の額は、第二項の規定にかかわらず、同項第四号に定める手当の額にその百分の五十（当該業務が心身に著しい緊張を与えるもの（人事委員会の承認を得て規則で定めるものに限る。）にあつては、百分の百）に相当する額を超えない範囲内において人事委員会の承認を得て規則で定める額を加算して得た額とする。

第十六条から第二十九条まで （現行のとおり）

附 則

1 から3まで （現行のとおり）

4 東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。）に際して、職員が警察法第六十条第一項又は第六十一条の規定により、災害対策基本法に基づく警戒区域、原子力災害対策

三 前項第三号に掲げる業務 従事した日一日につき四千元

3 第一項第一号又は第二号に掲げる業務に日没時から日出時までの間に従事した場合の同項に規定する手当の額は、前項の規定にかかわらず、それぞれ同項第一号又は第二号に定める手当の額にその百分の五十に相当する額を超えない範囲内において人事委員会の承認を得て規則で定める額を加算して得た額とする。

4 災害対策基本法第二十八条の二第一項の規定による緊急災害対策本部が設置された災害において、第一項第二号に掲げる業務に従事した場合の同項に規定する手当の額は、前二項の規定にかかわらず、従事した日一日につき五千四百円を超えない範囲内において、人事委員会の承認を得て規則で定める額とする。

5 第一項第三号に掲げる業務のうち、心身に著しい負担を与えるもの（人事委員会の承認を得て規則で定めるものに限る。）に係る同項に規定する手当の額は、第二項の規定にかかわらず、同項第三号に定める手当の額にその百分の五十（当該業務が心身に著しい緊張を与えるもの（人事委員会の承認を得て規則で定めるものに限る。）にあつては、百分の百）に相当する額を超えない範囲内において人事委員会の承認を得て規則で定める額を加算して得た額とする。

第十六条から第二十九条まで （略）

附 則

1 から3まで （略）

4 東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。）に際して、職員が警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第六十条第一項又は第六十一条の規定により、災害対策基本法

特別措置法に基づく緊急事態応急対策実施区域又はこれらに準ずる危険な区域（人事委員会の承認を得て規則で定めるものに限る。）に派遣され、第十一条第二項第二号に掲げる業務に従事した場合の爆発物等処理手当の支給については、同号中「五千五百円」とあるのは、「四万二千円」と読み替えて、同号の規定を適用する。

5 東日本大震災に際して、職員が警察法第六十条第一項又は第六十一条の規定により、第十五条第一項第三号に規定する区域に派遣され、引き続き五日以上同号に掲げる業務に従事した場合、又は著しく危険な区域（人事委員会の承認を得て規則で定めるものに限る。）において同号に掲げる業務に従事した場合の特別救助手当の支給については、同条第二項第三号中「二千百六十円」とあるのは、「五千四十円」と読み替えて、同号の規定を適用する。

6 （現行のとおり）  
7 第十五条第三項及び第四項の規定は、附則第五項の規定により読み替えて適用される同条第二項第三号の規定による特別救助手当の支給を受ける職員には適用しない。

に基づく警戒区域、原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策実施区域又はこれらに準ずる危険な区域（人事委員会の承認を得て規則で定めるものに限る。）に派遣され、第十一条第二項第二号に掲げる業務に従事した場合の爆発物等処理手当の支給については、同号中「五千五百円」とあるのは、「四万二千円」と読み替えて、同号の規定を適用する。

5 東日本大震災に際して、職員が警察法第六十条第一項又は第六十一条の規定により、第十五条第一項第二号に規定する区域に派遣され、引き続き五日以上同号に掲げる業務に従事した場合、又は著しく危険な区域（人事委員会の承認を得て規則で定めるものに限る。）において同号に掲げる業務に従事した場合の特別救助手当の支給については、同条第二項第二号中「千六百八十円」とあるのは、「五千四十円」と読み替えて、同号の規定を適用する。

6 （略）  
7 第十五条第三項及び第四項の規定は、附則第五項の規定により読み替えて適用される同条第二項第二号の規定による特別救助手当の支給を受ける職員には適用しない。

改正案	現行
<p>第一条から第三条まで（現行のとおり） （救急手当）</p> <p>第四条（現行のとおり）</p> <p>2 前項に規定する手当の額は、従事した回数一回につき六百七十円を超えない範囲内において、人事委員会の承認を得て規則で定める。</p> <p>第五条及び第六条（現行のとおり） （救出救助手当）</p> <p>第七条（現行のとおり） 一から三まで（現行のとおり）</p> <p>四 消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第四十五条の規定による災害が発生した市町村での緊急消防援助隊の活動</p> <p>2（現行のとおり） 一及び二（現行のとおり）</p> <p>三 前項第三号に掲げる業務 従事した日一日につき二千六百十円</p> <p>四 前項第四号に掲げる業務 従事した日一日につき千八十円</p> <p>3及び4（現行のとおり）</p> <p>第八条から第二十一条まで（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第三条まで（略） （救急手当）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 前項に規定する手当の額は、従事した回数一回につき七百十円を超えない範囲内において、人事委員会の承認を得て規則で定める。</p> <p>第五条及び第六条（略） （救出救助手当）</p> <p>第七条（略） 一から三まで（略）</p> <p>（新設）</p> <p>2（略） 一及び二（略）</p> <p>三 前項第三号に掲げる業務 従事した日一日につき千六百八十円</p> <p>（新設）</p> <p>3及び4（略）</p> <p>第八条から第二十一条まで（略）</p>

附 則

1及び2 (現行のとおり)

3 東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。)に際して、職員が消防組織法第四十五条第一項に規定する緊急消防援助隊(次項において単に「緊急消防援助隊」という。)として災害対策基本法に基づく警戒区域、原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策実施区域又はこれらに準ずる危険な区域(人事委員会の承認を得て規則で定めるものに限る。)に派遣され、第三条第一項に規定する消防活動に従事した場合の出動手当の支給については、同条第二項中「五千五百円」とあるのは、「四万二千元」と読み替えて、同項の規定を適用する。

4 東日本大震災に際して、職員が緊急消防援助隊として第七条第一項第三号に規定する区域に派遣され、引き続き五日以上同号に掲げる業務に従事した場合、又は著しく危険な区域(人事委員会の承認を得て規則で定めるものに限る。)において同号に掲げる業務に従事した場合の救出救助手当の支給については、同条第二項第三号中「二千百六十円」とあるのは、「五千四十円」と読み替えて、同号の規定を適用する。

5及び6 (現行のとおり)

附 則

1及び2 (略)

3 東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。)に際して、職員が消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第四十五条第一項に規定する緊急消防援助隊(次項において単に「緊急消防援助隊」という。)として災害対策基本法に基づく警戒区域、原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策実施区域又はこれらに準ずる危険な区域(人事委員会の承認を得て規則で定めるものに限る。)に派遣され、第三条第一項に規定する消防活動に従事した場合の出動手当の支給については、同条第二項中「五千五百円」とあるのは、「四万二千元」と読み替えて、同項の規定を適用する。

4 東日本大震災に際して、職員が緊急消防援助隊として第七条第一項第三号に規定する区域に派遣され、引き続き五日以上同号に掲げる業務に従事した場合、又は著しく危険な区域(人事委員会の承認を得て規則で定めるものに限る。)において同号に掲げる業務に従事した場合の救出救助手当の支給については、同条第二項第三号中「千六百八十円」とあるのは、「五千四十円」と読み替えて、同号の規定を適用する。

5及び6 (略)